

自宅の防犯対策を  
強化しませんか？

令和8年度

# 品川区住まいの防犯対策補助金



住宅に防犯設備を購入・設置した場合に、費用の一部を補助します！！

## ◆補助対象

区内に居住し、住民登録している区民(登録住所の住宅に設置した場合が対象)

※一世帯ごとに同一年度内につき**1回のみ申請可**

※賃貸住宅・集合住宅等の場合は、設置前に所有者・管理者等の同意が必要です。

## ◆対象防犯設備 (複数品目の申請可能)

- |           |              |                        |
|-----------|--------------|------------------------|
| ・防犯カメラ    | ・カメラ付きインターホン | ・ドアスコープ用カメラ <b>New</b> |
| ・防犯ガラス    | ・防犯フィルム      | ・面格子                   |
| ・防犯性能の高い錠 | ・補助錠         | ・人感センサーライト             |
| ・センサーアラーム | ・防犯砂利        | ・防犯シャッター <b>New</b>    |

## ◆補助金額

購入費用および設置費用の3/4 (補助上限額:30,000円)

## ◆申請期間

令和8年4月1日(水) ~ **令和9年2月26日(金) 必着**

※予算額に達した場合は、申請期限前に受付を終了する可能性があります。

※申請期間内(4月1日以降)に購入・支払いをした設備が対象

※設置後の申請(事後申請)です。

## ◆提出書類

【必須書類】①申請書兼請求書 ②誓約書 ③領収書 ④設置写真

【該当する方のみ】○賃貸住宅の同意書 ○代理申請の委任状

※詳細は区ホームページなどをご確認ください。

## ◆申請窓口

- ①窓口 **地域活動課 生活安全担当 (品川区役所 第二庁舎 6階)**
- ②郵送 **〒140-8715 品川区広町 2-1-36 品川区 地域活動課 生活安全担当あて**
- ③品川区電子申請サービス

※当制度の最新情報は、必ずホームページまたはお電話にて確認の上、ご申請ください。

## お問い合わせ

品川区 地域活動課 生活安全担当  
(窓口:品川区役所 第二庁舎 6階)

電話:5742-6592(直通) FAX:5742-6878



【区 HP はこちらから】  
二次元コードを  
読み込んでください

# 品川区住まいの防犯対策補助金について(令和8年度)

## 1. 対象防犯設備

|                        |   |  |
|------------------------|---|--|
| ・防犯カメラ                 | ※屋内に設置する「見守りカメラ」は原則として対象外                               | 【要件】カメラ機能付きの設備の場合は、次の要件をすべて満たしている必要があります。<br>1. 撮影範囲が、申請者の管理の及ぶ範囲内であること。<br>2. 影範囲内にやむを得ず管理の及ばない範囲が入る場合は、当該撮影範囲の住宅等の使用者の同意を得ていること。<br>3. 画像データについて適正な管理をするなど、近隣住民のプライバシー保護に万全を期していること。 |
| ・カメラ付きインターホン           | 訪問者の姿を映像で確認・録画(動画または静止画)できる機能が付いたインターホン                 |  |
| <b>New</b> ・ドアスコープ用カメラ | 玄関ドアののぞき穴(ドアスコープ)部分に取り付ける防犯カメラ                          |  |
| ・防犯ガラス                 | 割れにくく加工された、合わせガラス、または、合わせ複層ガラス                          |  |
| ・防犯フィルム                | 窓ガラスに取り付けることで、ガラスの強度を高めるフィルム                            |  |
| ・面格子                   | 窓の外側または内側に取り付けることで、外部からの侵入を防止する格子                       |  |
| ・防犯性能の高い錠              | 不正開錠が困難な錠 例)ディンプルキー・CP 認定錠など                            |  |
| ・補助錠                   | 主錠の他に、玄関・窓などに補助的に取り付ける錠                                 |  |
| ・人感センサーライト             | 主に赤外線や熱等により人の侵入を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす器具(屋内に設置する照明器具は対象外) |  |
| ・センサーアラーム              | 主に赤外線や熱、振動、磁力等を感じ、自動で警告音が鳴る装置                           |  |
| ・防犯砂利                  | 踏むと大きな音が発生するよう加工された砂利                                   |  |
| <b>New</b> ・防犯シャッター    | 窓やガレージの外側に取り付けることで、外部からの侵入を防止するシャッター                    |  |

## 2. 補助対象外となる経費 (主なものを抜粋)

◇支払いにポイントを利用した場合の、ポイント利用分の金額

◇住宅の新築工事・増改築(リフォーム)工事において防犯設備を取り付けた場合

◇電池・バッテリー、延長コード、(粘着テープ・接着剤・パテ・結束バンド・ネジなどの)材料、工事に使用する道具などの購入費用

※詳細は、区ホームページ掲載の「よくあるお問い合わせ」をご確認ください。

## 3. 申請書類

| 必須書類                                |   |
|-------------------------------------|---|
| ①申請書兼請求書                            | (第1号様式)   |
| ②誓約書                                | (第1号様式 別紙) ※申請者本人の自署が必要です。  |
| ③領収書のコピー<br>(※申請者あて)                | ※購入した設備の内容(但し書き)、領収日、支払い方法などが分かるもの<br>※領収書に記載されるあて名などが、申請者名と一致していること<br>※ネットストアでご購入の際は、あて名・注文者名・送付先などの、領収書に記載される名前がすべて申請者名と一致するか、特にご注意ください。   |
| ④設置写真<br><br>※【印刷した状態】<br>でご提出ください。 | 設置後の設備を撮影してください。<br>(窓口で申請する場合は、印刷してご持参ください。)<br>申請するすべての防犯設備について、提出が必要です。<br><br>(例)・インターホンの場合：設置した親機・子機すべての写真<br>・防犯性能の高い錠の場合：設置した玄関ドア(屋外)の写真<br>・防犯ガラス・防犯フィルムの場合：設置したすべての窓ガラスの写真 |
| 該当する方のみ必要な書類                        |   |
| ○賃貸住宅の同意書                           | 第三者から借り上げた住宅の場合、提出が必要です。  |
| ○委任状                                | 代理申請をする場合、提出が必要です。  |

### 〈問い合わせ先・提出先〉

品川区 地域振興部 地域活動課 生活安全担当 (品川区役所 第二庁舎 6階)

TEL:5742-6592 FAX:5742-6878 住所:〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36